

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和4年2月24日提出

木津川市長 河井 規子

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年12月21日

木津川市長 河井 規子

記

令和3年度木津川市一般会計補正予算第10号について

令和3年度

一般会計補正予算第10号

京都府木津川市

令和3年度 木津川市一般会計補正予算第10号

令和3年度木津川市の一般会計補正予算第10号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ825,919千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,023,480千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月21日専決

木津川市長 河井 規子

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
15 国庫支出金	
	2 国庫補助金
歳 入 合 計	

(単位:千円)

補正前の額	補正額	計
7,457,450	825,919	8,283,369
2,949,398	825,919	3,775,317
35,197,561	825,919	36,023,480

歳出

款	項
3 民生費	
	2 児童福祉費
歳 出 合 計	

(単位:千円)

補正前の額	補正額	計
13,964,542	825,919	14,790,461
6,935,804	825,919	7,761,723
35,197,561	825,919	36,023,480

令和3年度

予算に関する説明書

(一般会計)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額
15 国庫支出金	7,457,450
歳入合計	35,197,561

補正額	計
825,919	8,283,369
825,919	36,023,480

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	13,964,542	825,919	14,790,461
歳出合計	35,197,561	825,919	36,023,480

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
825,919	0	0	0
825,919	0	0	0

2 歳入

15 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費国庫補助金	1,330,136	825,919	2,156,055
計	2,949,398	825,919	3,775,317

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 児童福祉費補助金	825,919	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費国庫補助金・増 825,000 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費国庫補助金・増 919

3 歳出

3 款 民生費 2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 児童措置費	2,842,169	825,919	3,668,088	825,919			
	(特定財源内訳)						
	子育て世帯への臨時特別給付金給付 事業費国庫補助金			825,000			
	子育て世帯への臨時特別給付金給付 事務費国庫補助金			919			
計	6,935,804	825,919	7,761,723	825,919	0	0	0

(単位 : 千円)

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	292	児童手当支給事業費	825,919
		消耗品費・増	145
11 役務費	588	印刷製本費・増	147
		通信運搬費・増	588
12 委託料	39	広報折込業務委託料・増	39
19 扶助費	825,000	子育て世帯への臨時特別給付金・増	825,000

令和3年度木津川市一般会計補正予算
第10号（専決処分）について（概要）

総務部財政課

令和3年度補正予算第10号は、子育て世帯への臨時特別給付について、児童1人あたり10万円の現金を年内に一括で給付するため、令和3年度一般会計補正予算第10号として予算を編成し、専決処分を行ったものである。

予算案の主な概要

1 補正予算の規模

8億2,591万9,000円

補正後の予算額 360億2,348万円

2 専決処分日 令和3年12月21日

3 補正予算の内容

(1) 子育て世帯への臨時特別給付金

給付金8億2,500万円、事務費91万9,000円

【特定財源：国庫10／10】

(2) 支給対象者

平成15年4月2日～令和4年3月31日までに生まれた児童を
養育している保護者

※保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合

(3) 給付額 児童1人あたり一律10万円

（先行分5万円＋追加分5万円）

※先行給付を予定していた5万円分については補正予算第8号で計上し、
今回の補正予算で、追加予定であった5万円を増額

(4) 支給時期

○児童手当を受給している世帯

令和3年12月24日

○児童手当を受給している公務員の方

※昨年度に実施された「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」を
木津川市で支給された公務員

令和4年1月21日

○公簿等で確認できない高校生のみ在世帯・公務員在世帯及び

11月1日以降生まれの新生児

申請により、可能な限り速やかに支給

科 目	款	項	目
所 事	記載例		
市総合計画 (基本計画) の位置付け	当該補正予算において、新たに予算事業名称を作成したものを「新規」とし、それ以外のものは、原則、「継続」としています。		
事業期間	新規・継続		
予算額の概要	本年度予算額	国庫	府 市債 其他 一般財源
補正前			
補正額			
補正後			
補正予算額の 主な内訳	金額の表記は、原則として、費目ごとの補正額を記載し、()内に補正後の予算額を記載していますが、予算の使途を明確にするため、事項ごとに費目ごとの金額を記載している場合もあります。その場合は、その事項に相当する補正後の金額を()内に記載しています。		
主な特定財源			
政策を必要とする背景及び提案の経緯	年度によって変わるものではない当該事業の基本情報を記しています。 (補正予算の特徴等を記しているものではありません。)		
市民参加の状況			
将来にわたる効果等			

科 目	款	民生費	項	児童福祉費	目	児童措置費
所 管	健康福祉部 社会福祉課					
事 業	3449	児童手当支給事業費				
市総合計画 (基本計画) の位置付け	【基本方針1 とともに「学び」「喜び」「成長し」未来を生きる子どもを育むまちづくり】 政策分野1 子育て 施策①子育て支援					
事業期間	新規・継続			継続		
予算額の概要	本年度予算額	国庫	府	市債	其他	一般財源
補正前	2,424,974	1,961,883	228,459			234,632
補正額	825,919	825,919				
補正後	3,250,893	2,787,802	228,459			234,632
補正予算額の 主な内訳	消耗品費:145千円増(451千円)、印刷製本費:147千円増(727千円)、通信運搬費:588千円増(4,729千円)、広報折込業務委託料:39千円増(115千円)、子育て世帯への臨時特別給付金:825,000千円増(1,650,000千円) ※所得制限内の子育て世帯に対し、児童1人あたり10万円の現金を年内に一括で給付する。					
主な特定財源	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費国庫補助金:825,000千円 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費国庫補助金:919千円					
政策を必要とする背景及び提案の経緯	次代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援することを目的として、児童手当を支給する。					
市民参加の状況						
将来にわたる効果等						